

(別添6)

「日中一時支援事業」について

「地域生活支援事業について」(平成18年8月1日障発第0801002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)で示された「市町村地域生活支援事業」及び「日中一時支援事業」の内容は以下のとおり。

1. 市町村地域生活支援事業の事業内容

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター機能強化事業
- (6) その他の事業
 - 福祉ホーム事業
 - 盲人ホーム事業
 - 訪問入浴サービス事業
 - 身体障害者自立支援事業
 - 重度障害者在宅就労促進特別事業
 - 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
 - 知的障害者職親委託制度
 - 生活支援事業
 - 日中一時支援事業
 - 生活サポート事業
 - 社会参加促進事業
 - 経過的ディサービス事業
 - 経過的精神障害者地域生活支援センター事業

2. 「日中一時支援事業」の概要

(1) 目的

障害者等の日中における活動を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(2) 対象者

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等

(3) 事業内容

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた事業を行う。

送迎サービスその他適切な支援を市町村の判断により行う。

事業は、地域のニーズに応じて行う。

(4) 利用定員及び職員等の配置

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が定める。

(5) 留意事項

障害福祉サービス事業者等であって、事業実施に当たって必要なスペースの確保がなされているものと市町村が認める場所において実施すること。

障害者等に対する支援を適切に行うことができるものと市町村が認める設備を設けること。

本事業を実施している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できないこと。